

板倉町立小学校再編準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 板倉町立小学校の適正規模・適正配置基本計画を基に、現在の小学校4校を段階的に2校に統合することに伴う諸問題を検討して円滑な統合を推進するため、板倉町立小学校再編準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員40人程度で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町長
- (2) 教育長
- (3) 教育委員
- (4) 議会議員
- (5) 行政区長
- (6) 小学校・中学校 PTA 会長
- (7) 小学校・中学校校長
- (8) 幼稚園・保育園保護者代表者
- (9) 町長補佐
- (10) 総務課長
- (11) 企画財政課長

2 委員の任期は、第4条に定める事項が完了するまでの期間とする。ただし、委員が委嘱又は任命されたときの要件を満たさないときは、後任者を新たに委嘱又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 校名、校歌、校章及び体育着の選定に関する事項
- (2) PTA 事業及び通学に関する事項

- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 学校運営・施設及び備品に関する事項
- (5) その他委員長が必要と認める事項

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会の効率的な運営を図るため、学校運営部会（以下「部会」という。）を置く。部会は、委員長が指名した委員をもって構成する。

- 2 部会は、教育課程、学校運営及び施設整備に関する事項を検討する。
- 3 部会に部会長1名を置き、部会員の互選により選出する。
- 4 部会長が必要と認めるときは、委員以外の者を部会員として指名することができる。
- 5 部会長が必要と認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 7 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名した部会員がその職務を代理する。
- 8 部会長は、部会での検討結果を委員会において随時報告しなければならない。
- 9 その他部会に関する事項は、部会長が部会員の意見を聴いて定める。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、教育委員会事務局総務学校係において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年12月1日から施行する。